

皆さんが安心して退院できる地域を目指して

久留米版

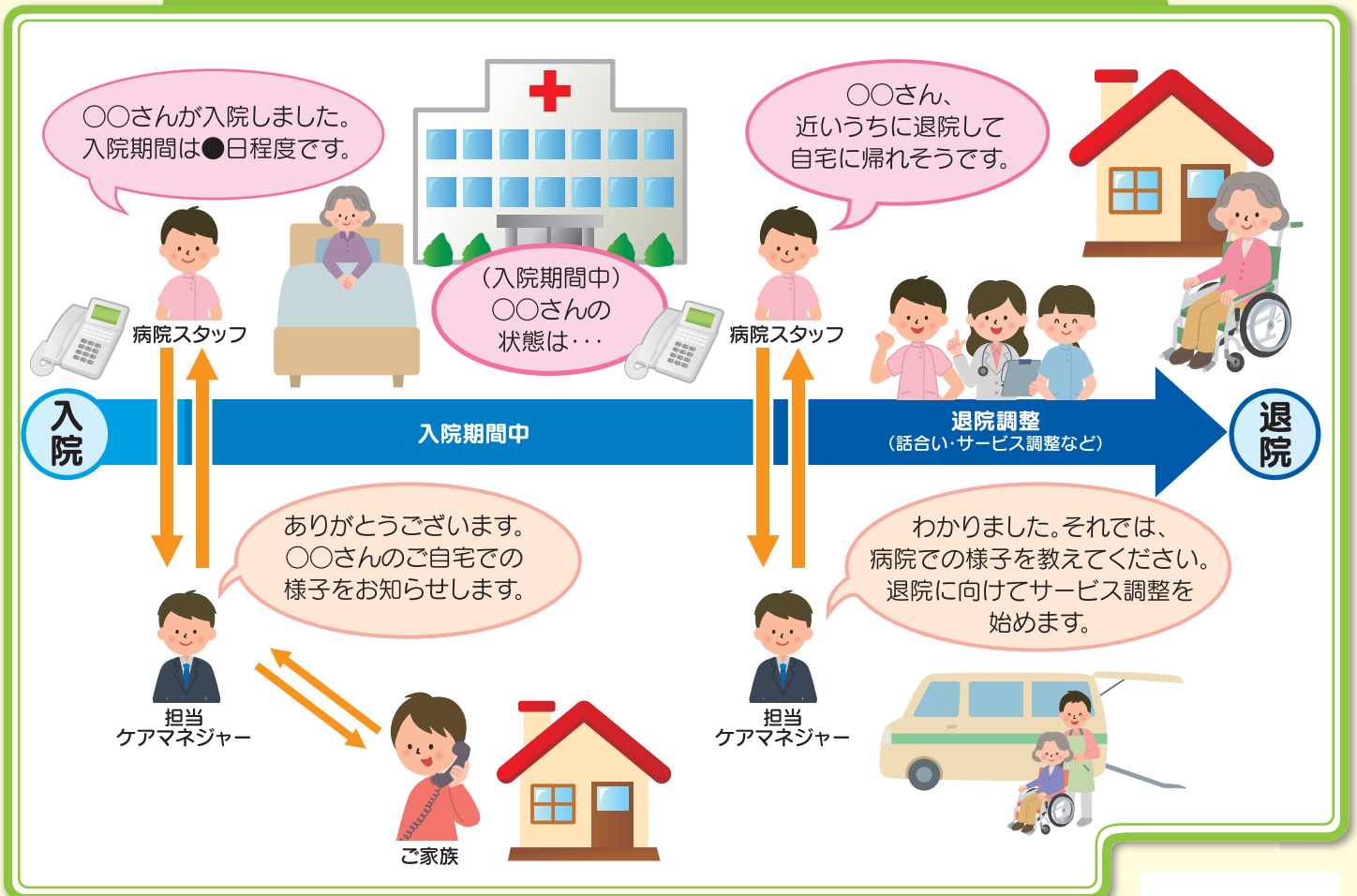
# 入退院調整ルール

## 入退院調整ルールとは…

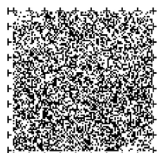
患者さんが退院する際に、必要な介護サービスを切れ目なく受けられるよう、市内の病院とケアマネジャーが、入院時から情報を共有し、退院に向けたサービス調整を行うための、連携のしくみです。

## 入退院調整ルールの流れ

(介護保険サービスを利用している方の場合)



○要介護認定を受けていない方についても、患者さんの状態によっては、介護保険サービスの利用手続きなど、病院とケアマネジャー等が連携して支援します。



# 皆さまへのお願い ご自宅への退院をスムーズに 進めるために大切なこと

患者さんの入院後、なるべく早く病院とケアマネジャーが連絡を取り合い、ご本人やご家族とともに相談することが大切です。皆さまには、以下のことについて、ご理解とご協力をお願いします。

## ① 入院したらケアマネジャーへ連絡

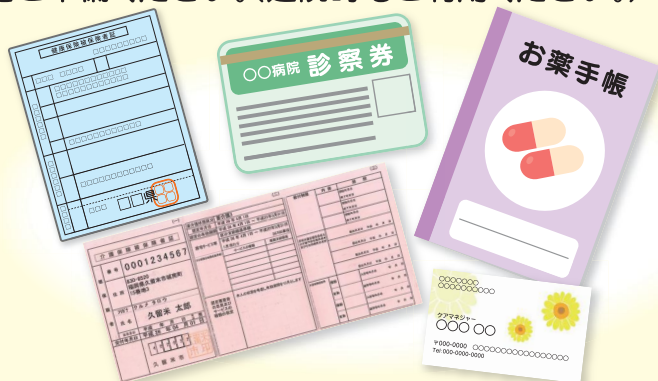
介護保険サービスを利用している方が入院した際は、患者さんやご家族の方は、なるべく早く、担当のケアマネジャーに連絡してください。

患者さんやご家族がケアマネジャーへの連絡をお忘れの場合がありますので、お知り合いの方や地域の方が入院されたときは、ケアマネジャーへ連絡をするよう声をかけてください。

## ② “保険証セット”の準備

万が一の入院に備えて、普段から「保険証セット」をご準備ください。(通院時にもご利用ください。)

- ① 医療保険証
- ② 介護保険証
- ③ お薬手帳
- ④ かかりつけ医療機関の診察券
- ⑤ 担当ケアマネジャーの名刺



急な入院で、ご家族がケアマネジャーに連絡できない場合などに、病院がケアマネジャーと連絡を取りやすくなります。

※① 医療保険証とは、健康保険被保険者証のこと ② 介護保険証とは、介護保険被保険者証のこと

## 久留米版入退院調整ルールに関するお問い合わせ先

久留米市保健所 健康推進課(久留米市城南町15番地5)  
TEL:0942-30-9729 FAX:0942-30-9833  
Eメール:ho-kenko@city.kurume.fukuoka.jp

こちらから  
アクセス  
してください

久留米市役所 介護保険課(久留米市城南町15番地3)  
TEL:0942-30-9036 FAX:0942-36-6845  
Eメール:kaigo@city.kurume.fukuoka.jp



※詳しくは、「久留米版入退院調整ルールの手引き」をご覧ください。(久留米市のホームページにも掲載しております。)